

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）（抄）	1
刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	4
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）	5
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	6
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）	7
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）	8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）	11
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）（抄）	12
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）	12
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）	13
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）	13
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	14
出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国政府を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（抄）	15
出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国政府を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（平成二十一年政令第二百七十四号）（抄）	16

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）（抄）

（刑法の一部改正）

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に、「第十九章 印章偽造の罪（第六十四条 第六十八条）」を「第十九章 印章偽造の罪（第六十四条 第六十八条）」に改める。

令電磁的記録に関する罪（第六十八条の二・第六十八条の三）」

第九十六条中「方法で」を「方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第九十六条の二を次のように改める。

（強制執行妨害目的財産損壊等）

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを「（公契約関係競売等妨害）」に改め、同条第一項中「入札」の下に「で契約を締結するためのもの」を加え、「二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第二編第五章中同条を第九十六条の六とし、第九十六条の二の次に次の三条を加える。

（強制執行行為妨害等）

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

（強制執行関係売却妨害）

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二編第十九章の次に次の一章を加える。

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪

(不正指令電磁的記録作成等)

第六十八條の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八條の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五條中「図画」の下に「、電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「、販売し」を削り、「又は二百五十万円以下の罰金若しくは料料に処する」を「若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは料料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

第七十五條に次の一項を加える。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第二百三十四條の二に次の一項を加える。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「当該罪」に改める。

第三条第一項中第十一号を第十五号とし、第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「信用毀損」を「信用毀損^キ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同項第一号中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、「常習賭博^ト」を「常習賭博」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条(封印等破棄)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

二 刑法第九十六条の二(強制執行妨害目的財産損壊等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

三 刑法第九十六条の三(強制執行行為妨害等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四(強制執行関係売却妨害)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

第三条第二項中「第一号、第二号及び第九号」を「第五号、第六号及び第十三号」に改める。

第四条中「前条第一項第三号、第五号、第六号」を「前条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第九号及び第十号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施

行日」という。)のいずれか遅い日

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十二号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(強制執行妨害)

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装讓渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(競売等妨害)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(わいせつ物頒布等)

第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（組織的な殺人等）

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 （略）

二 刑法第百八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の懲役

三 刑法第百九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役

四 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役

五 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役

六 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役

七 （略）

八 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

九 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期徒刑

十 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期徒刑

十一 （略）

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（未遂罪）

第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

（組織的な殺人等の予備）

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第百九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。） 二年以下の懲役

2 (略)

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

2 (略)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

(許可)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類^二ことに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者（第五号の二に該当する者を除く。）

二～十 (略)

2～5 (略)

(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けよとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしなければならない。

一 (略)

二 人の生命又は身体を害する罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 3 (略)

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)(抄)

(人の生命又は身体を害する罪等)

第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条(同条第三号を除く。)、第八十条、第九十条若しくは第一百条第一項に規定する罪、同法第一百一十一条に規定する罪(同法第九十条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。)、同法第一百二十二条に規定する罪、同法第一百七十七条第一項に規定する罪(同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。)、同法第一百八条第一項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)、同条第一項、第一百九条、第二十條、第二十四條第二項、第二十六條、第二十七條、第二十八條(同法第一百二十六條第一項又は第二項に係る部分に限る。)、第一百四十四條から第一百四十六條まで、第八十一条、第九十六條、第九十九條、第二百一条から第二百五條まで、第二十三條後段、第一百四十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。)、同法第二百二十七條第一項に規定する罪(加害目的略取罪等を犯した者を補助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取補助罪等」という。)、同法第二百二十七條第三項に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。)、同法第二百二十八條に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取補助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。)、又は同法第二百四十條、第二百四十一條後段、第二百四十三條(同法第二百四十條に係る部分に

限る。若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二〇十五 (略)

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)第三条(同条第一項第三号に係る部分に限る。)、第四条(同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。)、又は第六条(同条第一項第一号に係る部分に限る。)、に規定する罪

十七・十八 (略)

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百一条(同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。)、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二(同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第一百七十九条(同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第一百七十八条の二に係る部分に限る。)、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章(同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。)、に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。)、又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三条(同法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。)、第二百四十九条若しくは第二百五十条(同法第二百四十九条に係る部分に限る。)、に規定する罪

二〇三十一 (略)

三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条(同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。)、第四条(同法第三条第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。)、又は第七条(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。)、に規定する罪

三十四〇四十三 (略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)(抄)

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イ (略)

口 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四條、第七十五條、第八十二條、第八十五條、第八十六條、第二十二四條、第二二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
第二百二十六條の三、第二十七條第一項（同法第二二十四條、第二二十五條、第二二十六條、第二二十六條の二又は第二二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二二十八條（同法第二二十四條、第二二十五條、第二二十六條、第二二十六條の二、第二二十六條の三又は第二二十七條第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三條第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）
又は第六條（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪

二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章の罪

ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪

ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七條、第百十八條第一項（同法第六條又は第五十六條に係る部分に限る。）又は第百十九條第一号（同法第六十一條又は第六十二條に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪

ト （略）

チ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三條の罪

リ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十條第一項又は第二項（同法第三十四條第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）の罪

又 （略）

ル 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二の罪

ヲ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五十八條の罪

三〇九 （略）

二〇四 （略）

（営業の停止等）

第三十條 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九條第五号及び第六号の罪を

除く。)若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指示等)

第三十五条の四 (略)

2 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関し刑法第二百二十二条の罪に当たる違法な行為その他の受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は接客業務受託営業を営む者が前項の規定による指示に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該接客業務受託営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3～5 (略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)(抄)

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十六条若しくは第三百三十七条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第三百二十九条第二項、第四百十条、第七十六条から第七十九条まで、第八十一条又は第八十七条の罪に当たる違法な行為
- 二～十三 (略)

(法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の二 法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 前条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為

二・三 (略)

(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の四 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。

(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の五 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。

(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)

第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 刑法第三百二十六条若しくは第三百二十七条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九条第二項、第四百十条、第七百七十四条から第七百七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二又は第二百二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、又は第二百二十八條（同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二、第二百二十六條の三又は第二百二十七條第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）、の罪に当たる違法な行為

三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条（第一項第五号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第五号に係る部分に限る。）、又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）、の罪に当たる違法な行為

四（略）

九 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十二条の二第一項の罪に当たる違法な行為

十（略）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）（抄）
（契約者確認の求め）

第八条 警察署長は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備等につき役務提供契約を締結した携帯音声通信事業者に対し、国家公安委員会規則で定める方法により、当該役務提供契約に係る契約者について次条第一項に規定する事項の確認をすることを求めることができる。

一（略）

二 携帯音声通信役務が刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六條の罪又は第二百四十九條の罪に当たる行為その他携帯音声通信役務が多く利用され、かつ、その行為による被害又は公共の危険を防止する必要性が高いものとして政令で定める罪に当たる行為に利用されていると認めると足りる相当の理由がある場合

2
（略）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政

令（平成十七年政令第七十一号）（抄）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一～八（略）

九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項第九号若しくは第十号若しくは第二項（同条第一項第十号に係る部分に限る。）又は第四条（同法第二条第一項第九号又は第十号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂に係る部分に限る。）の罪

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）

（事業の停止等）

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し第八条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2（略）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条に規定する罪（児童に頒布し、若しくは販売し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条若しくは第百八十一条に規

定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）

四 刑法第八十六条第二項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）同法第八十七条第一項若しくは第二項に規定する罪又は同条第三項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）

五（二十二）
（略）

二十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）又は同条（第一項第六号に係る部分に限る。）若しくは第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）

二十四（略）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一（三の三）（略）

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ・ハ（略）

四（十）（略）

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせしめた者

出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国政府を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（抄）

第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七十三条の二第二項を削る。

（略）

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

（略）

第七十三条の二に次の一項を加える。

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。

二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下、「特例法」という。）第八条中、「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十条の規定 公布の日

二 第一条中入管法第二十三条（見出しを含む。）、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算し

て六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む。）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の2の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法（昭和四十一年法律第三百十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項（」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十三条（第六項を除く。）、第十四条、第二十七条（第五項を除く。）、第三十五条（附則第二十七条第一項に係る部分に限る。）及び第四十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。） 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

六 附則第四十四条第六号の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日（次号及び附則第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。）又は第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）のいずれか遅い日

七 附則第五十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国政府を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（平成二十一年政令第二百七十四号）（抄）

出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国政器を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十二年一月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。